債等に係る確認	に改め、同表第二項第一号の項中「同条第一項」を「同項」
しくは	
第十九項	

に改め、同表第二項第二号の項及び第三項の項中「特定振替割引債」を「特定振替割引債に係る確認」に、「振替国債等」を「振替国債等に係る確認」に改め、同表第十六項の項中「第十七項」を「第十九項」に、「特定振替割引債」を「特定振替割引債に係る確認」に、「振替国債等」を「振替国債等に係る確認」に改め、同表第二十三項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十一条の二第二項」を削る。

法第五条の二第十一項の	同項の
又は第二十六条の二十第二項において準用する前項	又は前項

を

提示（第二十六条の二十第二十二項において準用する第十五項	提示（第十五項
同条第二十二項において準用する前項	前項
若しくは第二十六条の二十第二十二項において準用する	の規定若しくは
又は次条第十九項	又は同条第十九項

に改め、同表第二十三項の表第二十四項の項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同表第二十四項の表第十六項の項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同表第十七項の項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第五条の二第一項」を「第五条の二第一項に」に改め、同項に次のように加える。

第四十一条の十三の三第一項に	第五条の二第一項に

同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項	同条第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項
第十五項若しくは	第十五項の規定若しくは
第十六項若しくは	第十六項の規定若しくは

を

同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項	同条第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項
第十五項若しくは	第十五項の規定若しくは
第十六項若しくは	第十六項の規定若しくは

を

特定振替機関等」という。）の同項	特定振替機関等」の同項
特定受託者」という。）の法第五条の二第一項	特定受託者」の法第五条の二第一項

に改め、同項に次のように加える。

第二十六条の二十第二十二項の表第二十四項の項の項中「第二十四項の表第十六項の項」を「第二十五項の表第十七項の項」に改め、同表第二十四項の表第十八項の項の項中「第二十五項の表第十九項の項」を「第二十六項の表第二十項の項」に改め、同条第二十七項中「同条第七項第九号」を「同項第九号」に改め、同条第二十七項ただし書中「第三条の二の二第三十三項」を「第三条の二の二第三十四項」に改める。

第二十六条の二十三第六項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十一条の二第二項」を削る。

第二十六条の二十六第十一項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項及び第十七条第四項第五号の項中「第十一条の二第二項及び」を削り、同表第二百六十二条第一項の項中「第二百六十二条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加え、同表第二百六十二条第四項の項を削る。

第二十六条の二十七の二第一項中「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第四十一条の十七の二第二項」を「第四十一条の十七第二項」に、「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改める。同条第三項及び第四項中「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改める。

第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(2)中「第五項第五号」を「第六項第五号」に改め、同項第二号ロ(1)中「、同法第三十五条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「に規定する政令」を「及び第三号に規定する政令」に改め、同項第一号中「に掲げる法人」を「及び第三号イに掲げる法人」に改め、同号イ(2)中「法人」の下に「（法第四十一条の十八の三第一項第三号イに掲げる大学共同利用機関法人を除く。）」を加え、同号ロ(1)中「読み替えて」を削り、同項第二号中「に掲げる法人」を「及び第三号ロに掲げる法人」に改め、同項第三号中「に掲げる法人」を「及び第三号ハに掲げる法人」に改め、同条第九項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第五号中「ものを」を「ものその他の財務省令で定めるものを」に改め、同項第六号中「読み替えて」を削り、同項を同条第六項とし、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第四十一条の十八の三第一項第三号に規定する政令で定める寄附金は、その寄附金が学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして同号イ又はハに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣が、同号ロに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣及び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して定める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める方法により確認されたものとする。

第二十六条の二十八の三第六項第二号イ及びロ中「千万円」を「八百万円」に改め、同条第八項中「同項第二号」を「同項第二号に定める特定新規株式にあつては令和二年四月一日とし、同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第二十六条の三十第十二項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十三項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　特例適用申告書等を提出する外国法人で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者に該当するものがその提出の際、その経由する配分の取扱者が、当該特例適用申告書等に記載されている前項に規定する財務省令で定める事項につき、同条第四項の規定により公表された当該外国法人の当該財務省令で定める事項と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該外国法人は、当該配分の取扱者に対しては、同項に規定する財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該配分の取扱者は、同項の規定による確認を要しないものとする。

第二十七条第二項中「及び第六項」を「、第五項及び第七項」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、同条第四項中「この項から第六項まで」を「第七項まで」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。